

千葉県監査委員告示第10号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、定期監査、行政監査及び財政援助団体等監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置について、別添のとおり千葉市長職務代理者千葉市副市長から通知がありましたので、公表します。

平成21年6月3日

千葉県監査委員	古川光一
同	大島有紀子
同	三須和夫
同	西巻義通

21千総総第1239号

平成21年5月26日

千葉市監査委員 様

千葉市長職務代理者

千葉市副市長 藤 代 謙 二

監査の結果に基づき講じた措置について（通知）

平成13年監査報告第1号、平成15年監査報告第11号、平成17年監査報告第12号、平成18年監査報告第1号、平成19年監査報告第1号・第3号・第5号、平成20年監査報告第1号・第9号・第10号及び平成21年監査報告第1号により報告のあった監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により別紙のとおり通知します。

報告書番号 13 監査報告第1号

監査の種類 行政監査

監査の結果

(1) 農政センター

イ 施設の管理について

(イ) 施設の老朽化等（経済農政局農政部）

管理棟においては、外壁のひび割れ及び事務室床材の破損等が見受けられ、また、農業者健康増進施設においては、テニスコートの陥没・亀裂や多目的グラウンドのネットフェンスの一部破損が見受けられる。

これらは築20年余を経過し、施設の老朽化が著しい状態であるため、早期の改修につとめられたい。

講じた措置

農政センターの管理棟及び農業者健康増進施設については、段階的に補修を行うなどの対策を講じた。